

日本国外務省及び経済産業省と中華人民共和国国家発展改革委員会及び商務部との  
間の日中イノベーション協力対話の立ち上げに関する覚書

双方は、2018年5月の日中首脳会談で達した認識に基づき、イノベーション及び知的財産分野の協力に関し、以下の共通認識に達した。

- 1 双方は、イノベーション分野の交流及び協力を推進することは、両国経済社会の発展に重要な意義を有し、両国企業や大学・研究機関等が両国においてイノベーションに関する活動を円滑に行えるよう、知的財産の分野を含む制度環境を更に整備しなければならないという認識で一致した。
- 2 双方は、上記の共通認識に基づき、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下で、省庁横断の「日中イノベーション協力対話」を設けることで一致した。
- 3 双方は、この対話の下で、イノベーションに関する、産業分野も含めた具体的な協力を進めるべく、政策交流、人的交流及び企業間交流・協力を推進していくことで一致した。双方は、イノベーション促進に有利な社会環境について共同研究し、関連する協力を積極的に支援していくことで一致した。
- 4 双方は、この対話の下で、既存のメカニズムと相互に調整しながら、イノベーション協力の深化に保障を提供するため、知的財産分野の協力を強化していくことで一致した。
- 5 双方は、科学技術、教育等分野の既存の日中協力メカニズムを引き続き活用しつつ、大学・研究機関間の交流・協力を推進していくことで一致した。
- 6 双方は、定期的に両国で順番に日中イノベーション協力対話の会合を次官級で開催することで一致した。
- 7 本覚書に基づく協力は、署名の日から開始される。本覚書の内容は、双方の同意を経て変更することができる。

本覚書は、2018年10月26日に署名され、一式四部、それぞれ日本語と中国語で作成し、両文書は等しい価値を有する。双方は二部ずつを所有する。

日本国  
外務省代表  
(河野太郎)  
経済産業省  
(世耕弘成)

中華人民共和国  
国家発展改革委員会  
(何立峰)  
商務部  
(鍾山)